

# 岡田事務所通信

令和3年4月号(第188号)

社会保険労務士法人岡田事務所

〒080-2471 帯広市西 21 条南 2 丁目 21 番 13 号

TEL : 0155-33-5535 FAX : 0155-33-5604

E-mail : support@office-okada.jp

URL : <http://www.office-okada.jp/>

## 雇用調整助成金 5月から経営・感染状況で支給内容に差 厚労省

厚生労働省は、休業手当を支払う企業を支援する雇用調整助成金の特例措置に関して、5月以降は経営状態や新型コロナウイルスの感染状況で差をつけると発表しました。現行特例を一律で適用するのは4月末までとなります。

雇用調整助成金は昨年春以降、特例措置を幾度も延長してきており、現行では1人当たりの上限額は1日1万5千円、助成率は最大100%ですが、今年5月以降は基準を満たした企業以外は上限額を同1万3500円、助成率は同90%にする方針です。ただ、直近3カ月の売上高などの生産指標が30%以上減少している経営難企業は5月以降も現行措置を続けます。さらに緊急事態宣言に準じた措置をとる「まん延防止等重点措置」が適用になる地域で、営業時間を短縮する企業にも現行措置を適用する方針です。

## マイナンバーカードの保険証利用 本格運用延期 番号誤り数千件

厚生労働省は医療機関を受診する際に健康保険証の代わりにマイナンバーカードを利用できるシステムについて、3月下旬をめざしていた本格運用の開始を遅くとも10月まで先送りします。健康保険組合が把握する個人番号に誤りがあり、健康保険の加入を確認できない事例が数千件にのぼることなどが判明したためです。厚労省は10月にはマイナンバーカードのシステムを使い、患者が同意すれば医療機関側と今までに処方された薬の情報を共有できるようにする予定としており、それまでの間に個人番号の誤りを点検するシステムを導入するなどして対策を進める方針です。

## コロナ解雇、累計9万8千人に ペース加速

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染拡大に関連した解雇や雇い止めは、見込みを含めて3月下旬時点で累計9万8163人だったと発表しました。昨年11月から今年2月にかけて1カ月当たり5千人超で推移していましたが、3月は約8千人に増えておりペースが加速し、累計10万人に迫っています。

業種別では、最も多いのが製造業で2万1761人となり、続いて小売業1万2831人、飲食業1万2352人、宿泊業1万1509人、卸売業6060人となっています。都道府県別では、東京都の2万1837人が最多となり、大阪府9005人、愛知県5551人、神奈川県4345人、北海道3425人の順で多くなりました。

## 道内有効求人倍率0.94倍 14カ月連続減 北海道労働局

北海道労働局は、2月の道内の有効求人倍率が前年同月比0.22ポイント低下の0.94倍で、14カ月連続で前年同月を下回ったと発表しました。

有効求人倍率は求職者1人当たりの求人数を指します。新規求人数は同8.5%減の2万7766人で14カ月連続減少しました。業種別では、新型コロナウイルス流行の影響を受ける「宿泊業・飲食サービス業」が同37.9%減の1574人と16カ月連続で減り、情報通信業は同47.6%増、建設業は同18.0%増でした。



- タウシュベツ川橋梁（上士幌町） -

## ◆ ご存知ですか？ ◆

### 【高年齢者雇用安定法】

現行の高年齢者雇用安定法では 60 歳未満の定年を定めることを禁止しており、その上で①65 歳までの定年引き上げ、②定年制の廃止、③65 歳までの継続雇用制度導入（原則希望者全員適用）のいずれかの措置を講じていることになっています。今年の 4 月から高年齢者雇用安定法が改正され、①70 歳までの定年引き上げ、②定年制の廃止、③70 歳までの継続雇用制度導入のいずれかの措置を講ずることが努力義務となります。努力義務ですので、即時に対応する必要はありませんが、今後の超高齢社会、労働力不足等を見据え、会社としてできるだけ早めに対応策を検討しておく事が重要となります。

## 事務所より

新年度を迎えるとともに急に春めいた穏やかな気候となり、雪解けも一気に進みましたね。十勝では 4 月でも湿った雪が降ることがたまにありますので、注意は必要ですが、長い冬を越えて迎える春の訪れは北国特有の高揚感があるように思います。連日新型コロナウイルスの話題が多く、気持ちも沈みがちとなるところですが、新しいことを始めたり、近場の行楽地へ出掛けたりと、少しでも気分を上げて新年度を過ごしていきたいものですね。

今年 4 月から同一労働同一賃金制度が本格施行されます。正社員と非正規社員の待遇格差を是正するための制度となりますが、単純に「同じ仕事をしているから同じ賃金を」という趣旨は理解できても、その仕事内容の比較は会社によって千差万別となります。業務内容はもちろんのこと、その業務に対する責任や配置転換・転勤の有無等、仕事内容の違いを考える上で考慮すべき点は多くあります。まずは会社の業務内容自体を現在どのような仕事をどのような範囲や責任で行っているのかという事について精査、分析する必要があると思います。そうすることにより各従業員が行う業務内容の違いや同一性についても明確になってくるかと思えます。

## 業務内容

### 社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

### 行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

4 月支払分の給与から控除する健康保険料率、介護保険料率が変わります。改定後の社会保険料控除額等につきましては弊社よりお知らせさせて頂いた一覧表をご参照の上、控除して下さいませよう、お願い致します。又、6 月 1 日より受付が開始される労働保険年度更新手続（年に一度の労働保険料の精算手続）につきまして、現在弊社において令和 2 年度の賃金や請負工事金額の確認、集計作業を行っております。令和 2 年度内の賃金等についてお問い合わせさせていただく事がありますので、どうぞよろしくお願い致します。

